

質問日	令和3年3月12日(金)		質問方式	分割方式			
質問順位	7	会派名	自由民主党浜松	議席番号	43	氏名	太田 康隆
表題	質問内容					答弁者の職名	
<p>1 道路舗装の維持管理について</p> <p>(1) ガイドラインの目指すものについて</p> <p>(2) 設計段階の品質について</p> <p>(3) 修繕履歴の管理について</p>	<p>(1) 道路舗装の維持管理については、平成30年9月に浜松市舗装維持管理ガイドラインが策定され、舗装に関する体系的なマネジメント化に向けて動き出した。そこで、このガイドラインの目指すものは何か、また取組状況はどうか伺う。</p> <p>(2) 舗装の健全性を保つには、舗装の下の支持層である原地盤を含めた路床が安定していることや、道路の利用実態に適応した舗装構成が求められる。そこで、舗装修繕の設計において、どのような方法で路床の安定確認をしているのか、また、どのように舗装構成を決定しているのか伺う。</p> <p>(3) 適切な維持管理には、何が原因で劣化が進んだのかの分析と検証、あるいは過年度の修繕の措置履歴を踏まえた上での対応が重要となる。そこで、今後、修繕対応の記録や履歴の管理をどのように行っていくのか伺う。</p>					高須土木部長	
<p>2 道路位置指定について</p>	<p>建築基準法では、都市計画区域内での建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接する接道義務があるが、特定行政庁から、その位置の指定を受けることで、同法第42条に規定する道路と認められる制度がある。</p> <p>過去には、当該道路の位置を示した申請図書のみで指定されたものもあり、時の経過とともに、指定当時の所有者から相続登記がされていないことなどの権利関係や、道路としての機能の維持管理が適正に行われていないなどの課題が指摘されている。</p> <p>そこで、以下2点について伺う。</p> <p>(1) 市内において、建築基準法第42条の規定に基づき道路の位置を指定した件数、また、そのうち申請図書のみで道路の位置を指定した件数はどの程度あるのか伺う。</p> <p>(2) 道路位置指定に関する権利や住環境に係る課題解決に向け、特に市街化区域における市としての今後の対応についての考えを伺う。</p>					大村都市整備部長	
<p>3 清掃工場の効率的運用について</p> <p>(1) 清掃工場の適正管理について</p>	<p>(1) ごみ処理の効率化には、ごみ減量と処理コストの削減の2つの側面がある。ごみ減量については、ごみ処理基本計画を改訂中と聞いている。</p>					影山環境部長	

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
(2) 西部清掃工場の更新について	<p>一方、処理コストの削減には、清掃工場などの施設が適正に管理され、長く使われることが求められる。PFIやDBOの場合は、SPC（特別目的会社）に対する質の高い要求水準があって、それが確実に順守されること、また、確実なモニタリングが重要である。</p> <p>そこで、以下2点について伺う。</p> <p>ア 西部清掃工場における要求水準に課題はなかったか。また、確実なモニタリングを行うために、どのような工夫がされてきたか伺う。</p> <p>イ 西部清掃工場のPFI的手法から学んだことを、新清掃工場にどう生かしていくのか伺う。</p> <p>(2) 西部清掃工場は、令和6年1月に15年の契約が満了する。適切な要求水準に基づいて施設・設備の保守管理がなされてきたとすれば、耐用年数後も相当期間の利用が可能ではないかと思う。今後の活用・更新についての考え方を伺う。</p>	
4 万葉文化をどう生かすかについて	<p>現在、本市では、浜松市文化財保存活用地域計画の策定作業が進められている。この計画では、国指定の文化財を中心にして、関連文化財群や文化財保存活用地域計画を設定し、文化財の保存・活用事業を行い、歴史・文化・自然を生かしたまちづくりを推進することが示されている。</p> <p>そこで、本市の万葉文化や古代遺跡に関して、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 万葉まつりを本市として今後どのようにつなげていく考えか伺う。</p> <p>(2) 万葉の森公園及び同園での活動と、文化財保存活用地域計画で提示するまちづくりとの関連について伺う。</p> <p>(3) 天宝堤をはじめ、市指定史跡を今後どのように扱っていくのか伺う。</p>	<p>加藤浜北区長</p> <p>中村文化振興担当部長</p> <p>〃</p>
5 幼児教育・保育の無償化に見る国と地方の関係について (1) 幼児教育・保育の無償化について (2) 地方消費税交付金について	<p>2019年10月（令和元年10月）の消費税率8%から10%の引上げに合わせて、増収分を用途とする幼児教育・保育の無償化がスタートした。</p> <p>また、消費税率10%化に伴い、地方への配分額も1.7%から2.2%へ引き上げられ、社会保障4経費に充当すべき比率も1.2%になった。</p> <p>そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 幼児教育・保育の無償化について、国と地方の負担割合はどう決着し、事業費ベースで本市に及ぼす影響はどの程度になったのか伺う。</p> <p>(2) 消費税率の10%への引上げにより、社会保障4経費に充当する地方消費税交付金は0.5%増加したが、その分、一般財源での負担はどの程度減少したのか、また、地方消費税交付金総額の見込みはどうか併せて伺う。</p>	森本財務部長

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
(3) 扶助費について	(3) このところ、扶助費は増加傾向にあるが、地方の負担割合が増加していることはないか。国と地方における扶助費の負担割合の推移について伺う。	
<p>6 第32次地方制度調査会答申に関し、地方公共団体の広域連携について</p> <p>(1) ヨコの連携について</p> <p>(2) 自主性・自立性について</p>	<p>令和2年6月に、第32次地方制度調査会から「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」が出されたが、その中で「地方公共団体の広域連携」について述べられている。</p> <p>そこで、以下2点について伺う。</p> <p>(1) 平成17年に12市町村合併を実現した新浜松市は、答申の指摘する広域連携（ヨコの連携）を先取りしたものとする。答申のいう広域連携について、どのように考えるか伺う。</p> <p>(2) 答申は都道府県との垂直補完の関係についても述べている。合併により誕生した新浜松市は県並みの権限を持つ政令市になったことで、市域内に県により垂直補完すべき地域を抱えたことになる。</p> <p>答申では都道府県の関与に関して「市町村の自主性・自立性を尊重することが基本」と述べている。12市町村合併を時代の先取りと捉えるならば、その結果、フルセット行政を廃し、吸収され消滅した自治体の規模での自主性・自立性を尊重すべきと思うがどうか伺う。</p>	内藤企画調整部長